様式第一の二（第十条関係）

［別紙３］

南極地域活動における制限関連行為総括表

②＜生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（個体の一部を含み加工品を除く。）の南極地域への持込み＞　有・無（法第14条第１項）		
有の場合	持込品目の種類	
	生きていない家きんの持込みを行う場合の品目別の持込み前の検査の内容等	
	持出し及び検査を行う国	
	検査の内容	
	品目別の持込み後の管理及び除去又は処分の方法	
	行為者の氏名	
③＜南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取又は損傷＞　有・無（法第14条第２項第１号）		
有の場合	別紙３－１により、行為の詳細を記載	

［記載要領］

１．～４．（略）

５．⑤の行為には③及び④の行為は含まないものとし、具体的には次のとおりとする。

⑤－１　南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為

⑤－２　南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

⑤－３～⑤－７　（略）

⑤－８　南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物（議定書附属書Ⅱ第１条(d)の在来無脊椎動物をいう。以下同じ。）の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為（⑤－７の行為を除く。）

ただし、⑤－１、⑤－２及び⑤－６の行為には③の行為に伴って行われるものは含まないこと。

６．・７．（略）

様式第一の二（第十条関係）

［別紙３］

南極地域活動における制限関連行為総括表

②＜生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（個体の一部を含み加工品を除く。）の南極地域への持込＞　有・無（法第14条第１項）		
有の場合	持込品目の種類	
	生きていない家きんの持込みを行う場合の品目別の持ち込み前の検査の内容等	
	持ち出し及び検査を行う国	
	検査の内容	
	品目別の持込み後の管理及び除去又は処分の方法	
	行為者の氏名	
③＜南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取又は損傷＞　有・無（法第14条第２項第１号）		
有の場合	別紙３－１により、行為の詳細を記載	

［記載要領］

１．～４．（略）

５．⑤の行為には③及び④の行為は含まないものとし、具体的には次のとおりとする。

⑤－１　南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為

⑤－２　南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

⑤－３～⑤－７　（略）

⑤－８　南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物（議定書附属書Ⅱ第１条(d)の在来無脊椎動物をいう。以下同じ。）の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為（⑤－７の行為を除く。）

ただし、⑤－１、⑤－２及び⑤－６の行為には③の行為に伴って行われるものは含まないこと。

６．・７．（略）